

令和5年9月1日

内水面における漁業権の免許について

令和5年5月29日に公表した鳥取県内水面漁場計画（以下単に「内水面漁場計画」という。）に定める漁業権の内容たる漁業について、次のとおり免許しました。

- 1 内水面漁場計画の公表の際の公示番号 内共第1号
 - (1) 免許番号 内共第1号
 - (2) 漁業権者の住所及び氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
鳥取県鳥取市河原町長瀬34-5
千代川漁業協同組合
代表理事組合長 寺崎 健一
 - (3) 免許の内容 内水面漁場計画1（1）ア～ウのとおり
 - (4) 条件 生態系保全の観点から、特定魚種の大量放流を防止するため、放流量は鳥取県内水面漁場管理委員会が毎年定める増殖目標量を原則とする。
 - (5) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

- 2 内水面漁場計画の公表の際の公示番号 内共第2号
 - (1) 免許番号 内共第2号
 - (2) 漁業権者の住所及び氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
鳥取県倉吉市西倉吉町7番地12
天神川漁業協同組合
代表理事組合長 西田 二三男
 - (3) 免許の内容 内水面漁場計画1（2）ア～ウのとおり
 - (4) 条件 生態系保全の観点から、特定魚種の大量放流を防止するため、放流量は鳥取県内水面漁場管理委員会が毎年定める増殖目標量を原則とする。
 - (5) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

- 3 内水面漁場計画の公表の際の公示番号 内共第3号
 - (1) 免許番号 内共第3号
 - (2) 漁業権者の住所及び氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
鳥取県米子市熊党323-1
日野川水系漁業協同組合
代表理事組合長 佐藤 英夫
 - (3) 免許の内容 内水面漁場計画1（3）ア～ウのとおり
 - (4) 条件 生態系保全の観点から、特定魚種の大量放流を防止するため、放流量は鳥取県内水面漁場管理委員会が毎年定める増殖目標量を原則とする。
 - (5) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

- 4 内水面漁場計画の公表の際の公示番号 内共第4号
 - (1) 免許番号 内共第4号
 - (2) 漁業権者の住所及び名称、代表者の氏名
鳥取県鳥取市湖山町南一丁目969番地5
湖山池漁業協同組合
代表理事組合長 邨上 和男
 - (3) 免許の内容 内水面漁場計画1 (4) ア～ウのとおり
 - (4) 条件 生態系保全の観点から、特定魚種の大量放流を防止するため、放流量は鳥取県内水面漁場管理委員会が毎年定める増殖目標量を原則とする。
 - (5) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

- 5 内水面漁場計画の公表の際の公示番号 内共第5号
 - (1) 免許番号 内共第5号
 - (2) 漁業権者の住所及び氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
東伯郡湯梨浜町上浅津123-20
東郷湖漁業協同組合
代表理事組合長 足立 憲信
 - (3) 免許の内容 内水面漁場計画1 (5) ア～ウのとおり
 - (4) 条件 生態系保全の観点から、特定魚種の大量放流を防止するため、放流量は鳥取県内水面漁場管理委員会が毎年定める増殖目標量を原則とする。
 - (5) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで